

4 障第 977 号
令和 5 年（2023 年）2 月 15 日

（社福）長野県身体障害者福祉協会
（社福）長野県視覚障害者福祉協会
（社福）長野県聴覚障害者協会
（社団）長野県知的障がい福祉協会
長野県手をつなぐ育成会 様
長野県肢体不自由児者父母の会連合会
長野県身体障害者施設協議会
（特非）信州難聴者協会
長野県信鈴会
日本筋ジストロフィー協会長野県支部

長野県健康福祉部障がい者支援課長

有料道路における障害者割引の要件緩和に伴う利用方法の周知について

標記の件について、厚生労働省から別添のとおり通知がありましたので、御了知いただくとともに会員の皆様へ周知をお願いします。

担 当	障がい者支援課在宅支援係 藤木 秀明（課長）、勝又 大介（担当）
電 話	026-235-7104（直通）
ファクシミリ	026-234-2369
電子メール	shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中 核 市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害者に対する有料道路通行料金の割引措置の改正について

身体障害者及び知的障害者に対する有料道路通行料金の割引については、「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について」（平成15年11月6日付け障発第1106002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「通知」という。）により周知し、申請手続き等に関して御協力をいただいているところです。

今般、国土交通省道路局長から「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について」の別紙「有料道路における障害者割引措置実施要領」を一部改正し、下記のとおり令和5年3月27日（月）から運用を開始する旨の通知がありました。

つきましては、内容について御了知いただくとともに、管内の関係者等へ周知をお願いします。

記

1. 1人1台要件の緩和について

現行の制度では、1人1台に限って事前に登録することを要件としているところですが、障害者団体からの要望を踏まえ、親族や知人等の所有する自家用車、レンタカー、車検時の代車、タクシーなど、事前に登録した車両以外についても、料金所で障害者割引登録済であることを示すシールが貼付された障害者手帳等を提示していただいた場合は割引対象となります。

2. オンライン申請の導入について

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）において、ICTの活用等による申請手続の効率化について検討するとされたことを受け、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図る観点から、有料道路事業者においてマイナンバーを活用したオンライン申請を導入します。オンライン申請の導入後においても、オンライン申請を利用できない方へ配慮する必要があることから、市区町村の福祉事務所を窓口として証明事務を行うことについて、引き続き御協力をお願いいたします。

3. 運用開始日

令和5年3月27日（月）

有料道路の障害者割引をご利用される方へ(知人の車・代車等編)

知人の車や車検時の代車等有料道路の障害者割引を利用する際は、事前にご利用方法をご確認ください。

これまで事前登録された自家用車(1人につき1台)に適用していた有料道路の障害者割引について、事前登録された自家用車をご利用できない場合(*)も、障害者割引の対象となるよう要件を緩和しました。**知人の車や車検時の代車等で障害者割引の適用を受ける際は、事前にご利用方法をご確認ください。**

(*)「自家用車を保有していない」又は「車検等で事前登録車両がやむを得ず使用できない」場合

事前登録した車両以外で対象となる主な自動車の種類

乗用自動車

自動車検査証又は軽自動車届出済証(以下、「自動車検査証等」といいます。)の「用途」に「乗用」と記録されているもので、乗車定員10人以下のもの

貨物自動車

自動車検査証等の「用途」に「貨物」と記録されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のもののうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの

特種用途自動車

自動車検査証の「用途」に「特種」と記録されているもののうち、「車体の形状」に「車いす移動車(身体障害者輸送車)」、「患者輸送車」又は「キャンピング車」と記録されているもので、乗車定員が10人以下のもの

二輪自動車

総排気量が125ccを超えるもの

借用自動車

車検・修理時の代車や社会福祉協議会貸出車両等のうち、上記記載の乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車、二輪自動車

※自動車検査証等の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されている自動車が対象です。

※法人名義の自動車を個人的に利用する場合、営業や事業の手段として自動車を利用する場合並びに上表の範囲外の自動車及び外見上営業や事業のために使用していることが明らかな自動車を利用する場合等は本割引の適用が受けられません。

注意事項～ご利用前にご確認いただきたいこと～

- 有料道路における障害者割引の適用を受けるためには、身体障害者手帳又は療育手帳を管理している市区町村の福祉担当窓口又はオンラインにおいて事前に申請手続きをしていただき、手帳に登録済みであることを示すシールを貼付いただくことが必要です。
- 料金所で手帳の提示が必要となりますので、必ず手帳を持参してください。
- 料金を支払う料金所では、手帳の提示のため、一般レーン、混在レーン又はサポートレーン(※)を通行してください。(※ETC専用料金所です。ETC利用に限ります。)
- 支払時にETCレーンまたはスマートICを無線通行(ノンストップ走行)された場合、障害者割引は適用されません。

ETC利用の場合

- ETC利用登録者は、必ず登録済みのETCカードを携行して下さい。
(料金所係員が登録済みのETCカードの提示をお願いすることがあります)

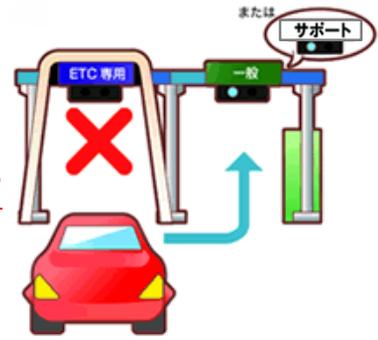
現金利用の場合

- 上限料金がある有料道路では、障害者割引よりも、障害者割引を適用しないETC利用の方が安価となる場合があります。

知人の車や車検中の代車などでの料金所のご利用方法



ETCカードでお支払いを希望する場合は、走行開始する前にETCカードを、ETC車載器に挿入してからご利用ください。



※ETC専用料金所です。ETC利用に限ります。



**料金を支払う料金所では、一般レーン、混在レーン
又はサポートレーン※に進入
(ETC専用レーン及びスマートICは通行不可)
料金所では必ず障害者手帳を提示いただきます！**

(出口で料金を支払う料金所)

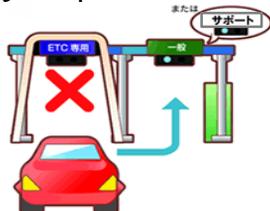
現金等で支払う場合

⇒入口では、一般レーン、混在レーン
又はサポートレーンにて
通行券を受領して発進
又は

ETCカードで支払う場合
⇒ETCレーンにて無線通行
(ノンストップ走行)



①出口では、一般レーン、
混在レーン又はサポート
レーンに進入



②障害者手帳を係員に提示



③現金等で支払う
場合は、料金を
支払って発進

又は、

**ETCカードで支払う場合は、係員に
カードを渡し、返却を受けてから発進**

(入口で料金を支払う料金所)

①障害者手帳を係員に提示



②現金等で支払う
場合は、料金を
支払って発進
又は、

**ETCカードで支払う場合は、係員に
カードを渡し、返却されたカードを
車載器に挿入して発進**



出口では、
ノンストップで通過



【お問い合わせ先】

NEXCO東日本お客さまセンター (24時間) TEL 0570-024-024 (通話料有料) または TEL 03-5308-2424 (通話料有料)
NEXCO中日本お客さまセンター (24時間) TEL 0120-922-229 (フリーダイヤル) または TEL 052-223-0333 (通話料有料)
NEXCO西日本お客さまセンター (24時間) TEL 0120-924-863 (フリーダイヤル) または TEL 06-6876-9031 (通話料有料)
首都高お客さまセンター (24時間) TEL 03-6667-5855 (通話料有料)
阪神高速お客さまセンター (24時間) TEL 06-6576-1484 (通話料有料)
本州四国連絡高速道路お客さま窓口 (9:00~17:30) TEL 078-291-1033 (通話料有料)

有料道路の障害者割引をご利用される方へ(レンタカー編)

レンタカーで有料道路の障害者割引を利用する際は、事前にご利用方法をご確認ください。

これまで事前に登録された自家用車（1人につき1台）に適用していた有料道路の障害者割引について、事前登録された自家用車をご利用できない場合(*)も、障害者割引の対象となるよう要件を緩和しました。レンタカーで障害者割引の適用を受ける際は、事前にご利用方法をご確認ください。

(*) 「自家用車を保有していない」又は「車検等で事前登録車両がやむを得ず使用できない」場合

レンタカーで対象となる主な自動車の種類

乗用自動車

自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下、「自動車検査証等」といいます。）の「用途」に「乗用」と記録されているもので、乗車定員10人以下のもの

貨物自動車

自動車検査証等の「用途」に「貨物」と記録されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの

特種用途自動車

自動車検査証の「用途」に「特種」と記録されているものうち、「車体の形状」に「車いす移動車（身体障害者輸送車）」、「患者輸送車」又は「キャンピング車」と記録されているもので、乗車定員が10人以下のもの

二輪自動車

総排気量が125ccを超えるもの

※営業や事業の手段として自動車を利用する場合並びに上表の範囲外の自動車及び外見上営業や事業のために使用していることが明らかな自動車を利用する場合等は障害者割引の適用が受けられません。

注意

注意事項～ご利用前にご確認いただきたいこと～

- 有料道路における障害者割引の適用を受けるためには、身体障害者手帳又は療育手帳を管理している市区町村の福祉担当窓口又はオンラインにおいて事前に申請手続きをしていただき、手帳に登録済みであることを示すシールを貼付いただくことが必要です。
- 料金所で手帳の提示が必要となりますので、必ず手帳を持参してください。
- 料金を支払う料金所では、手帳の提示のため、一般レーン、混在レーン又はサポートレーン(※)を通行してください。（※ETC専用料金所です。ETC利用に限ります。）
- 支払時にETCレーンまたはスマートICを無線通行（ノンストップ走行）された場合、障害者割引は適用されません。

ETC利用の場合

- レンタカーETC車載器があるか、お客さま持参のETCカードをレンタカーのETC車載器に挿入できるかを予め確認してください。
- レンタカー会社が貸し出すETCカードでは精算できませんので、お客さま持参のETCカードをレンタカーのETC車載器に挿入してご利用ください。
※ETC車載器がない場合は、現金等による支払のみとなります。
- 障害者割引の利用にあたり事前登録されたETCカードをお持ちの方は、必ず登録済のETCカードを携行してください。（料金所係員が登録済ETCカードの提示をお願いすることがあります）

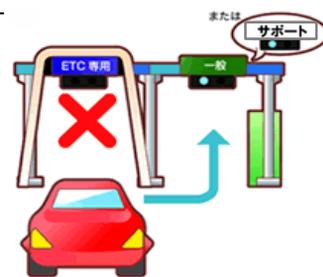
現金利用の場合

- 上限料金がある有料道路では、障害者割引よりも、障害者割引を適用せずにレンタカーのETCを利用した方が安価となる場合があります。

レンタカーでの料金所のご利用方法



レンタカー会社が貸し出すETCカードでは精算できません。ETCカードでお支払いを希望する場合は、走行開始する前にお客さま持参のETCカードを、ETC車載器に挿入してからご利用ください。



**料金を支払う料金所では、一般レーン、混在レーン
又はサポートレーン※に進入
(ETC専用レーン及びスマートICは通行不可)
料金所では必ず障害者手帳を提示いただきます！**

※ETC専用料金所です。ETC利用に限ります。

(出口で料金を支払う料金所)

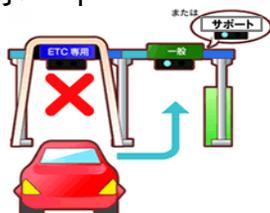
現金等で支払う場合

⇒入口では、一般レーン、混在レーン
又はサポートレーンにて
通行券を受領して発進
又は

ETCカードで支払う場合
⇒ETCレーンにて無線通行
(ノンストップ走行)



①出口では、一般レーン、
混在レーン又はサポート
レーンに進入



②障害者手帳を係員に提示



③現金等で支払う
場合は、料金を
支払って発進

又は、

ETCカードで支払う場合は、係員に
カードを渡し、返却を受けてから発進

(入口で料金を支払う料金所)

①障害者手帳を係員に提示

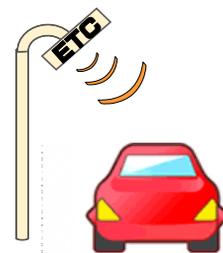


②現金等で支払う
場合は、料金を
支払って発進
又は、

ETCカードで支払う場合は、係員に
カードを渡し、返却されたカードを
車載器に挿入して発進



出口では、
ノンストップで通過



【お問い合わせ先】

NEXCO東日本お客さまセンター (24時間) TEL 0570-024-024 (通話料有料) または TEL 03-5308-2424 (通話料有料)
NEXCO中日本お客さまセンター (24時間) TEL 0120-922-229 (フリーダイヤル) または TEL 052-223-0333 (通話料有料)
NEXCO西日本お客さまセンター (24時間) TEL 0120-924-863 (フリーダイヤル) または TEL 06-6876-9031 (通話料有料)
首都高お客さまセンター (24時間) TEL 03-6667-5855 (通話料有料)
阪神高速お客さまセンター (24時間) TEL 06-6576-1484 (通話料有料)
本州四国連絡高速道路お客さま窓口 (9:00~17:30) TEL 078-291-1033 (通話料有料)

有料道路の障害者割引をご利用される方へ(タクシー編)

タクシーをご利用される前に、タクシー会社又は乗務員に
有料道路の障害者割引を利用できるか、必ず**事前確認**が必要です！

ご利用の条件～タクシーご利用にあたって～

- タクシーや介護タクシー乗車時の有料道路の障害者割引のご利用にあたっては、**タクシー会社と乗務員にご協力をいただけることが前提**となります。
- タクシーの予約時又は乗車する前に、タクシー会社又は乗務員に**有料道路の障害者割引**を利用する旨とETC利用の場合はその旨も必ず**申出**してください。
- 手帳に「**道路介護**」と印字したシールが貼付された方のみ障害者割引適用が可能です。
(「道路」と印字したシールが貼付された方は障害者割引を適用できません)
- 乗合タクシー、ETCカードを車載器から抜けないタクシー**では有料道路の障害者割引はご利用いただけないため、事前確認をお願いします。

事前に配車の予約をする場合

タクシーで有料道路の障害者割引を利用したいのですが、できますか？



はい、可能ですよ。いつどちらに配車をご希望ですか？

事前予約をしていない場合

はい、適用可能ですよ。お客様のETCカードをお預かりします。どちらまで行かれますか？



私(利用者)のETCカードをタクシーに挿して有料道路の障害者割引を利用したいのですが、できますか？

※タクシーの賃走開始後に乗務員に申出をしても割引の適用はできません。

注意事項～タクシーご利用前にご確認いただきたいこと～

- 料金所で手帳の提示が必要となりますので、**必ず手帳を持参**してください。
- 支払時にETCレーンまたはスマートICを無線通行(ノンストップ走行)された場合、障害者割引は適用されません。

ETC利用の場合

- ETC車載器があるか、利用者ご自身のETCカードをETC車載器に挿入できるかを**予め確認**してください。
※タクシーのETCカードでは障害者割引は適用されません
※ETC車載器がない場合は、現金等による支払のみとなります
- 障害者割引の利用にあたり事前に登録されたETCカードをお持ちの方は、必ず登録済みのETCカードを携行してください。
(料金所係員が登録済みETCカードの提示をお願いすることがあります)

現金利用の場合

- 上限料金がある有料道路では、障害者割引よりも、障害者割引を適用せずにタクシーのETCを利用した方が安価となる場合があります。

タクシーに乗車したあとは・・・



タクシーが走り出す前に乗務員へ依頼してください！

※タクシーの貸走開始後に乗務員に申出をしても障害者割引の適用はできません。

- 利用者ご自身のETCカードでお支払いを希望する場合は、有料道路入口にETC無線アンテナがある場合があるため、走行開始する前に利用者ご自身のETCカードをタクシーのETC車載器に挿入するよう依頼してください。
- 料金を支払う料金所では手帳の提示が必要なため、乗務員へ「一般レーン、混在レーン又はサポートレーン(※)」で一旦停止するよう依頼してください。(※ETC専用料金所です。ETC利用に限ります。)
- 料金所でのスムーズな処理を行うため、手帳、現金、ETCカード等を準備してください。
 - ☑身体障害者手帳又は療育手帳（ミライロIDも可）
 - ☑精算用の現金等又はETCカード

*事前に登録されたETCカードをお持ちの方は、登録済みETCカードを携行してください



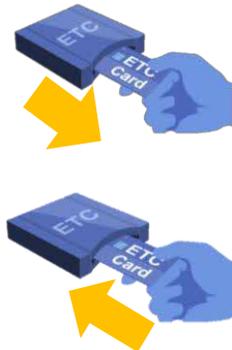
支払を行う料金所での確認の流れ

- 料金所では、手帳の確認を行うため、料金所係員に提示します。
- 利用者のETCカードで支払をする場合は、タクシー乗務員はETC車載器から利用者のETCカードを抜いて、料金所係員へ手帳と共に渡し、ETC利用の申出をします。
- 料金所係員が手帳の内容と本人の乗車確認をし、障害者割引処理を行います。

手帳のシール添付イメージ 「道路介護」あり

道路 品川〇〇〇-ふ-〇〇〇〇
介護 〇年〇月〇日まで

※「介護」と印字のない場合、本割引は適用されません。



タクシー降車時の有料道路料金の精算

- 有料道路料金はタクシーの運賃とは別建てとなります。
- 現金等でお支払いする場合には、利用者ご自身が料金所で支払うか、又は、タクシー乗務員が立替払をした場合には、降車時に有料道路料金の領収書をもとに精算してください。
- 利用者ご自身のETCカードを利用した場合には、利用者に対して料金が請求されるため、降車時に乗務員へ有料道路料金を支払う必要はありません。
- タクシーのETC車載器から利用者のETCカードの抜き忘れがないよう降車時に忘れず確認してください。
- 長距離等ご利用の際には帰路の有料道路料金を請求されることがありますが、ご本人が乗車していない走行に係る有料道路料金は、障害者割引の対象外となりますので、事前にタクシー会社等にご確認ください。



【お問い合わせ先】

NEXCO東日本お客さまセンター (24時間) TEL 0570-024-024 (通話料有料) または TEL 03-5308-2424 (通話料有料)
NEXCO中日本お客さまセンター (24時間) TEL 0120-922-229 (フリーダイヤル) または TEL 052-223-0333 (通話料有料)
NEXCO西日本お客さまセンター (24時間) TEL 0120-924-863 (フリーダイヤル) または TEL 06-6876-9031 (通話料有料)
首都高お客さまセンター (24時間) TEL 03-6667-5855 (通話料有料)
阪神高速お客さまセンター (24時間) TEL 06-6576-1484 (通話料有料)
本州四国連絡高速道路お客さま窓口 (9:00～17:30) TEL 078-291-1033 (通話料有料)

有料道路の障害者割引をご利用される方へ(福祉有償運送編)

福祉有償運送をご利用される前に、福祉有償運送実施者に
有料道路の障害者割引を利用できるか、必ず**事前確認**が必要です！

※福祉有償運送とは、道路運送法施行規則第51条の自家用有償旅客運送の種別の一つです。

ご利用の条件～福祉有償運送のご利用にあたって～

- 福祉有償運送車両に乗車時の有料道路の障害者割引のご利用にあたっては、**福祉有償運送実施者のご協力をいただけることが前提**となります。
- 福祉有償運送の予約時に、有料道路の障害者割引を利用する旨とETC利用の場合はその旨も必ず申出してください。
- 手帳に「道路介護」と印字したシールが貼付された方のみ障害者割引適用が可能です。
(「道路」と印字したシールが貼付された方は障害者割引を適用できません)
- 「交通空白地有償運送」の車両やETCカードを車載器から抜けない車両では有料道路の障害者割引はご利用いただけないため、事前確認をお願いします。

福祉有償運送の予約時に利用確認をお願いします。

福祉有償運送で
有料道路の障害者割引を
利用したいのですが、
できますか？



はい、可能ですよ。
いつどちらに配車を
ご希望ですか？

※福祉有償運送のご利用(乗車)開始後に運転者に申出をしても
障害者割引の適用はできません。

注意

注意事項～ご利用前にご確認いただきたいこと～

- 料金所で手帳の提示が必要となりますので、**必ず手帳を持参**してください。
- 支払時にETCレーンまたはスマートICを無線通行(ノンストップ走行)された場合、障害者割引は適用されません。

ETC利用の場合

- ETC車載器があるか、利用者ご自身のETCカードをETC車載器に挿入できるかを予め確認してください。
※福祉有償運送実施者のETCカードでは障害者割引は適用されません
※ETC車載器がない場合は、現金等による支払のみとなります
- 障害者割引の利用にあたり事前に登録されたETCカードをお持ちの方は、必ず登録済みのETCカードを携行してください。
(料金所係員が登録済みETCカードの提示をお願いすることがあります)

現金利用の場合

- 上限料金がある有料道路では、障害者割引よりも、障害者割引を適用しないETC利用の方が安価となる場合があります。

福祉有償運送車両に乗車したあとは・・・



福祉有償運送のご予約時にお申し出が必要です。

※福祉有償運送のご利用開始後に運転者に申出をされても障害者割引の適用はできません。

○利用者ご自身のETCカードでお支払いを希望する場合は、有料道路入口にETC無線アンテナがある場合があるため、走行開始する前に利用者ご自身のETCカードを福祉有償運送車両のETC車載器に挿入するよう依頼してください。

○料金を支払う料金所では手帳の提示が必要なため、乗務員へ「一般レーン、混在レーン又はサポートレーン(※)」で一旦停止するよう依頼してください。(※ETC専用料金所です。ETC利用に限ります。)

○料金所でのスムーズな処理を行うため、手帳、現金、ETCカード等を準備してください。

☑身体障害者手帳又は療育手帳（ミライロIDも可）

☑精算用の現金等又はETCカード

*事前に登録されたETCカードをお持ちの方は、登録済みETCカードを携行してください



支払を行う料金所での確認の流れ

○料金所では、手帳の確認を行うため、料金所係員に提示します。

○利用者のETCカードで支払をする場合は、運転者はETC車載器から利用者のETCカードを抜いて、料金所係員へ手帳と共に渡し、ETC利用の申出をします。

○料金所係員が手帳の内容と本人の乗車確認をし、障害者割引処理を行います。

手帳のシール添付イメージ 「道路介護」あり

道路 品川〇〇〇-ふ-〇〇〇〇
介護 〇年〇月〇日まで

※「介護」と印字のない場合、本割引は適用されません。



福祉有償運送利用時の有料道路料金の精算

○有料道路料金は運送の対価とは別建ての実費精算が基本です。

○有料道路料金を現金等でお支払いする場合には、利用者ご自身が料金所で支払うか、又は、運転者が立替払をした場合には、別途、有料道路料金の領収書をもとに精算してください。

○利用者ご自身のETCカードを利用した場合には、利用者に対して料金が請求されるため、別途、福祉有償運送実施者へ有料道路料金を支払う必要はありません。

○福祉有償運送車両のETC車載器から利用者のETCカードの抜き忘れがないよう降車時に忘れず確認してください。

○長距離等ご利用の際には帰路の有料道路料金を請求されることがありますが、ご本人が乗車していない走行に係る有料道路料金は、障害者割引の対象外となりますので、事前に福祉有償運送実施者にご確認ください。



【お問い合わせ先】

NE X C O 東日本お客さまセンター (24時間) TEL 0570-024-024 (通話料有料) または TEL 03-5308-2424 (通話料有料)

NE X C O 中日本お客さまセンター (24時間) TEL 0120-922-229 (フリーダイヤル) または TEL 052-223-0333 (通話料有料)

NE X C O 西日本お客さまセンター (24時間) TEL 0120-924-863 (フリーダイヤル) または TEL 06-6876-9031 (通話料有料)

首都高お客さまセンター (24時間) TEL 03-6667-5855 (通話料有料)

阪神高速お客さまセンター (24時間) TEL 06-6576-1484 (通話料有料)

本州四国連絡高速道路お客さま窓口 (9:00~17:30) TEL 078-291-1033 (通話料有料)